

公開用

令和4年5月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和4年5月17日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和4年5月17日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時12分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	水沼 章文
教育委員	金森 良泰
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	中島 拓
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
教職員担当課長	瀬高 武夫
学務課長	柴山 伸之

【社会教育部】

社会教育部長	大川 裕之
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	林 亮平
学校総務課 総務担当主査	伊藤 知子

VIII 署名委員の指名
金森委員

IX 会議に附した議案

議案第15号 上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

議案第16号 春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定について

議案第17号 春日部市社会教育委員の委嘱について

議案第18号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

議案第19号 春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

報告第15号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について

報告第16号 児童生徒数・県費負担教職員数の推移について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから5月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは議事に入ります。はじめに、議案第15号上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題としますが、議案15号及び議案16号については、6月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定により会議を非公開とします。

それでは、議案第15号について、説明を求めます。金子課長、お願いします。

金子施設課長

議案第15号上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について、提案理由及びその主な内容について説明申しあげます。議案書の1ページをご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、上沖小学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したく提案するものでございます。続きまして、1番、工事名は、上沖小学校校舎トイレ改修工事、2番、契約の方法は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づきまして、制限付一般競争入札を執行したところでございます。続きまして、3番、契約金額は、消費税および地方消費税の額を含め、2億6百80万円、4番、契約の相手方は、正和工業株式会社、代表取締役横田生樹、5番、工期につきましては、契約の日から令和5年2月28日まででございます。

お手数ですが、別冊となっております、A3版を織り込みました図面1ページ目の案内図・配置図をご覧ください。工事場所は春日部市大沼五丁目44番地、工事対象は普通教室棟、及び管理・特別教室棟のトイレでございます。続きまして、2ページ以降の平面図をご覧ください。主な工事の内容は、2ページ、3ページの、普通教室棟1階から4階までの東側・西側トイレ、4ページ、5ページの、管理・特別教室棟の1階から3階までのトイレ計11箇所それぞれに、洋便器の設置や、トイレ内のバリアフリー化、床の乾式化

などの全面リニューアル工事を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

工事スケジュールの詳細について教えてください。全てのトイレを同時に工事するのでしょうか。

金子施設課長

対象トイレが11か所ありますので、学校の授業や行事と調整を図りながら、児童のトイレ利用に影響が少なくなるよう、対応してまいります。

鎌田教育長

他にご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第15号上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第16号春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題とし説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第16号春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

まず、提案理由につきましては、学校給食費の公会計制度の導入に伴い、学校給食の管理について必要な事項を定めるため、条例を制定したく提案するものです。昨年度の定例教育委員会でご説明申し上げたとおり、令和5年度から学校給食費の公会計を開始することに伴い、本条例を6月市議会定例会に提案するものでございます。

続きまして、条例の制定内容についてご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。はじめに、第1条の趣旨といたしまして、この条例は学校給食法第4条の規定に基づき市が実施する学校給食の給食費の管理について定めるものです。次に、第2条につき

ましては、定義として、学校給食費、学校給食費負担者の用語の意義を定めております。次に、第3条につきましては、学校給食費の徴収等としまして、これまで学校が行っていた徴収管理事務を市が徴収するとしたものです。また、額、納入方法、納期限は規則で定めて参ります。次に、第4条につきましては、減免について定めております。次に、第5条につきましては、委任として必要な事項を規則で定めることとしております。最後に、附則につきましては、施行期日は令和5年4月1日とし、あわせて、これまで学校給食センター条例で定めていた庄和地域の学校給食費についても、本条例で定めることから、4ページにありますとおり、第6条を削り、以降の条を繰り上げるものです。

次に、5ページをご覧ください。条例の制定にあわせて規則も検討しております。6月議会議決後の教育委員会にて議案として提出させていただきますが、現状の規則案の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、第3条では、申込に基づき学校給食を提供することを定め、仮に滞納などが発生した際にも本人申請であることを担保するものです。第4条では、給食費の額を定めるものですが、7ページの別表のとおりです。こちらは現状と同額を定めております。戻りまして、第5条では、額の調整ということで、転入学、転学、穀物アレルギーなど、児童生徒の様々な状況に細かに対応し、日額や、減額などをおこなうことを定めたものです。第6条以降は、管理上必要な事項として、督促や減免などについて定めたものであります。

これら条例、規則の制定による公会計化制度の導入により、学校給食の安定的な実施・充実や、保護者の利便性の向上、教職員の負担軽減による児童生徒と向き合う時間の確保などが図られるものと考えております。

最後に、条例、規則の制定後のスケジュールですが、7月に公会計化の目的やスケジュール等を示した概要を保護者に配付し、9月に、公会計化に伴い必要な手続き等を示したお知らせや各提出書類を配付する予定となっております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

3点ほど質問があります。1点目は、公会計化に伴い、給食費の徴収事務は教育委員会事務局が対応するのでしょうか。2点目は、この制度を導入すると、現場の先生方は給食の事務処理には関与しなくなるのでしょうか。3点目は、議案書5ページ目、参考資料の規則第1条に条例番号が付されていませんが、これは問題ないのでしょうか。以上3点よろしく申し上げます。

柴山学務課長

1点目、給食費の徴収事務につきましては、教育委員会事務局学務課にて対応します。2点目の現場の先生方の関与につきましては、徴収事務の移管により教職員の負担軽減は図られますが、アレルギー対応や各種届出の取りまとめなど引き続き学校で対応する事務はございます。3点目、条例番号につきましては、本委員会で承認をいただいた後に、市議会にて承認をいただき、その上で付されることとなりますので、現状では空欄となりま

す。

水沼委員

分かりました。また、近年、食育の重要性が説かれていますが、小中学校における朝食摂取比率について、把握しているようであれば、どの程度か教えてください。

柴山学務課長

朝食摂取比率については、把握しておりません。

岡田委員

今後、各学校で6月から8月にかけて学校保健委員会が実施されることとなるので、それまでに調べ報告していただけると幸いです。

鎌田教育長

食育の推進は現在も実施しているところであり、引き続き推進していただければと思います。また、補足となりますが、給食費の徴収業務は学務課へ事務移管されますが、食材の発注は栄養士が引き続き行うなど、その他の給食に係る事務は従来どおり学校で対応することとなります。

鎌田教育長

他にご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第16号春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、議案第17号春日部市社会教育委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。神谷課長、お願いします。

神谷社会教育課長

議案第17号春日部市社会教育委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。議案書18ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条及び春日部市社会教育委員条例第2条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。社会教育委員は、社会教育に関し、必要な研究調査を行うとともに、年3回開催される会議において、審議・諮問機関として教育委員会に助言を行うことを主な職務としております。なお、昨年度は、「地域活性化につながる社会教育について」を提言として取りまとめていただいたところでございます。

次に議案書19ページ「春日部市社会教育委員候補者名簿」でございますが、名簿番号1番が空欄となっておりますので、恐れ入りますが机上に配付してある名簿をご覧ください。今回の委嘱候補者14人の構成でございますが、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、関係団体からご推薦をいただいた方が10名、学識経験者が2名、公募委員が2名となっております。また、公募委員につきましては、3月1日から3月31日までの募集に対して、4名応募があり、書類選考や面接の結果、名簿番号13番の山田農久さん、14番の相田千代子さんを候補者に選定したものです。なお、今回、新たに社会教育委員をお願いする方は、名簿番号1番の逸見育子さん、2番の三浦裕さん、3番の関正一さん、11番の小野奈生子さん、14番の相田千代子さんの5人でございます。

社会教育委員の委嘱者数は、これまでどおり15名を予定していますが、今回の14名の外1名の委嘱につきましては、推薦依頼をしました関係団体の手続きが済み次第、改めてお諮りいたします。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第17号春日部市社会教育委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第18号春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第18号春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱につきまして、その提

案理由および内容について説明申し上げます。お手元の議案書20ページをご覧ください。

提案理由でございますが、4月定例教育委員会でお諮りいたしました議案第14号に引き続きまして、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員に欠員が生じたので、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例第3条の規定に基づき、委員を委嘱したく提案をするものでございます。

当協議会の所掌事務ですが、条例第2条で、文化財保存活用地域計画の作成及び変更ならびに実施に関する事項を協議するものとし、令和3年度から計画作成に取り組んでいるところでございます。また、条例3条第1項により、委員は10人以内をもって組織し、同条第2項では市職員や関係行政機関の職員、文化財所有者、学識経験者、市内各種団体を代表する者など、多様な領域で委員を構成しております。

続きまして議案書21ページをご覧ください。

候補者名簿の案を掲載しております。この度、欠員が生じた4号委員の学識経験者として、共栄大学国際経営学部教授の稲本恵子さまを候補者とするものでございます。任期につきましては、条例第4条に基づき、前任者の残任期間となります、令和4年5月17日から令和5年6月30日とするものでございます。

以上、よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第18号春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第19号春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第19号春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、春日部市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき、委嘱したく、提案するものでございます。

本審議会は、スポーツ基本法に基づき、春日部市スポーツ推進審議会条例において設置しております。審議会の主な所掌事務につきましては、スポーツ推進計画に関する事、スポーツ施設、設備の整備に関する事などに対しまして、調査、審議し、教育委員会へ、ご意見やご提案をしていただくものでございます。委員は8人以内とし、スポーツに関する学識経験者、並びに公募に応じた市民から、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱するものでございます。

次に、23ページ、春日部市スポーツ推進審議会委員候補者名簿をご覧ください。今年度は、委員の任期満了に伴いまして、新たに委嘱を行うものでございます。名簿番号、1番から7番までの方につきましては、スポーツに関する専門的な知識を有する学識経験者として、スポーツ・レクリエーションに関係する団体と、本市のスポーツ推進に対し、連携を図っていくことが必要な関係団体から、ご推薦をいただいたところでございます。

また、名簿番号8番の公募に応じた市民の方を含め、候補者8人の委嘱をお願いするものでございます。任期につきましては、令和4年5月22日から令和6年5月21日までの2年間とするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第19号春日部市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第15号春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第15号春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について、ご報告を申し上げます。

本案件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により、教

育委員会の会議における議案となる案件でございますが、同第3条により教育長が専決処理を行ったものでございます。議案書24ページをご覧ください。

春日部市学校運営協議会規則の規定に基づき、各小学校、中学校、義務教育学校長から推薦がありました方々を学校運営協議会委員として任命するものでございます。議案書25ページから33ページが学校運営協議会委員名簿となっております。ここで、お名前の訂正が2点ございます。28ページをご覧ください。正善小学校の6番目の染矢圭子様のお名前の漢字を「谷」から「矢」の漢字にご訂正ください。次に29ページをご覧ください。宮川小学校の6番目の水沼日出夫様のお名前の漢字を「男」から「夫」の漢字にご訂正ください。

市内20校、192名の方々を学校運営協議会委員として任命しております。

以上でございます。

岡田委員

学校運営協議会の目的について改めて教えてください。また、江戸川小中学校に兵庫県西宮市に住所がある方がいらっしゃいますが、この選任はどういった経過によるのか教えてください。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

学校運営協議会の目的につきましては、市内小・中・義務教育学校校長の学校運営の方針について承認いただくための組織となります。校長が円滑な学校運営を図ることができるよう、委員の皆さまからご支援をいただいております。

舘野学務指導担当部長

ご指摘いただいた委員につきましては、住民登録が兵庫県西宮市であります。西宮市と本市を行き来しながら、一定期間はこちらにいらっしゃるということです。学校の内情等についても十分詳しい方と聞いており、委嘱に当たり問題はないと聞いております。

鎌田教育長

先ほどの説明において20校で任命したと報告がありましたが、今後の予定を含めた設置の方向性について補足説明をお願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

今年度、先ほど説明した20校のほか、1校でも学校運営協議会の設置を予定しており、夏ごろを目途に改めて報告する予定です。

鎌田教育長

学校運営協議会の設置については、市内34校すべてで設置する方針でございますが、令和3年度は5校、うち2校でモデル校として研究委嘱をお願いしました。令和4年度は15校の予定でしたが、各校が前がかりで対応してくださり、これから設置予定の小淵小学校を含め合計21校で設置する運びとなりました。令和5年度には、市内すべての小・

中・義務教育学校において同協議会を設置する予定です。今回は、時間的な制約があり専決処分報告とさせていただきますが、来年度に向けては、3月定例教育委員会に議案として諮っていただければと思います。

水沼委員

市議会議員が学校運営協議会委員となっているところが2校ありますが、これは問題ないのでしょうか。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

議員が学校運営協議会の委員となることについて、法的に問題はないかのご質問に、答弁申し上げます。

学校運営協議会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条および、春日部市学校運営協議会規則第8条において規定されております。

これら規定におきまして、教育委員会が任命する者としましては、「対象学校の所在する地域の住民」「対象学校の運営に資する者」などが示されており、様々な考え方があることは認識しておりますが、担当課としましては、議員が学校運営協議会委員となることについて、法的な問題はないと考えております。以上でございます。

水沼委員

理解するようにいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第16号児童生徒数・県費負担教職員数の推移についてを議題とし説明を求めます。瀬高課長、お願いします。

瀬高教職員担当課長

児童生徒数の推移、県費負担教職員数の推移について説明申し上げます。

令和4年度、児童・生徒・学級数等一覧、令和4年5月1日現在をご覧ください。江戸川小中学校の前期課程は小学校に、後期課程は中学校に含めて説明申し上げます。

では、児童生徒数の状況から申し上げます。まず、小学校の児童数は、本年度、10,071人となっており、前年度と比べ、131人の減となります。次に中学校の生徒数は、本年度、5,415人となっており、前年度と比べ、76人の減となります。小中・義務教育学校の総数で申しますと、本年度15,486人で、207人の減となります。

次に、学級数について申し上げます。小学校は、通常学級数は327学級で前年度比3学級の減、特別支援学級は63学級で3学級の増、これによりまして、小学校全体としま

しては390学級で、増減なしとなります。中学校は、通常学級150学級で、1学級の減、特別支援学級は29学級で、1学級の増、中学校全体としましては179学級となっており、増減なしでございます。

次に資料の裏面をご覧ください。4月1日現在の県費負担教職員数でございます。

はじめに2点訂正をお願いします。真ん中右側太枠の「教職員計」を「975」を「973」に訂正をお願いします。これに伴い、右側2列目の一番下の「増減」を「▲5.0」から「▲7.0」に訂正いただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

小学校の県費負担の教職員合計は607名で、前年度比5名の減です。中学校の教職員合計は366名で、2名の減です。この結果、県費負担教職員の総数としましては、973名の教職員が配置されており、7名の減となっております。なお、教職員数は、各学校の学級数に基づく定数と、本資料右から4列目の備考欄にあります様々な加配教員等が、県より配置されています。

説明は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

6月定例会につきましては、6月23日、木曜日を予定しております。

鎌田教育長

以上で、5月定例教育委員会を閉会いたします。